

2024年度特定行為研修の組織定着化支援事業シンポジウム

2025年2月6日（木）14：00～16：30

特定行為に係る看護師の研修制度及び 特定行為研修の組織定着化支援事業の概要

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

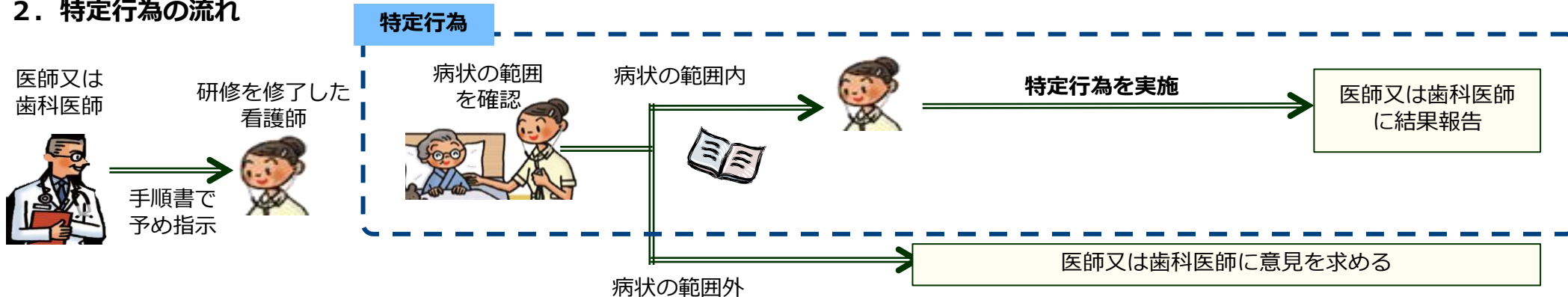
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

1. 目的

看護師が医師又は歯科医師の判断を待たずに手順書により行う診療の補助行為を特定しその行為を実施する場合の研修制度を創設（平成27年10月）することにより、個別に熟練した看護師だけでなく、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能を持った看護師を計画的に養成して、今後の在宅医療等を支えていく看護師を確保する。

2. 特定行為の流れ



3. 特定行為の研修

○ 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において実施

○ 研修は講義、演習又は実習によって実施

○ 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、

① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている

② 実習は、受講者の所属する医療機関等（協力施設）で受けることを可能としている

「共通科目」 全ての特定行為区分に共通するものの向上を図るための研修

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学（講義、演習）	30
臨床推論（講義、演習、実習）	45
フィジカルアセスメント（講義、演習、実習）	45
臨床薬理学（講義、演習）	45
疾病・臨床病態概論（講義、演習）	40
医療安全学、特定行為実践（講義、演習、実習）	45
合計	250

「区分別科目」 特定行為区分ごとに異なるものの向上を図るための研修

特定行為区分（例）	時間数
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	9
創傷管理関連	34
創部ドレーン管理関連	5
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	16
感染に係る薬剤投与関連	29

※全ての科目で、講義及び実習を行う。
一部の科目については演習を行う。
※1区分ごとに受講可能。

特定行為研修指定研修機関数・特定行為研修修了者の推移

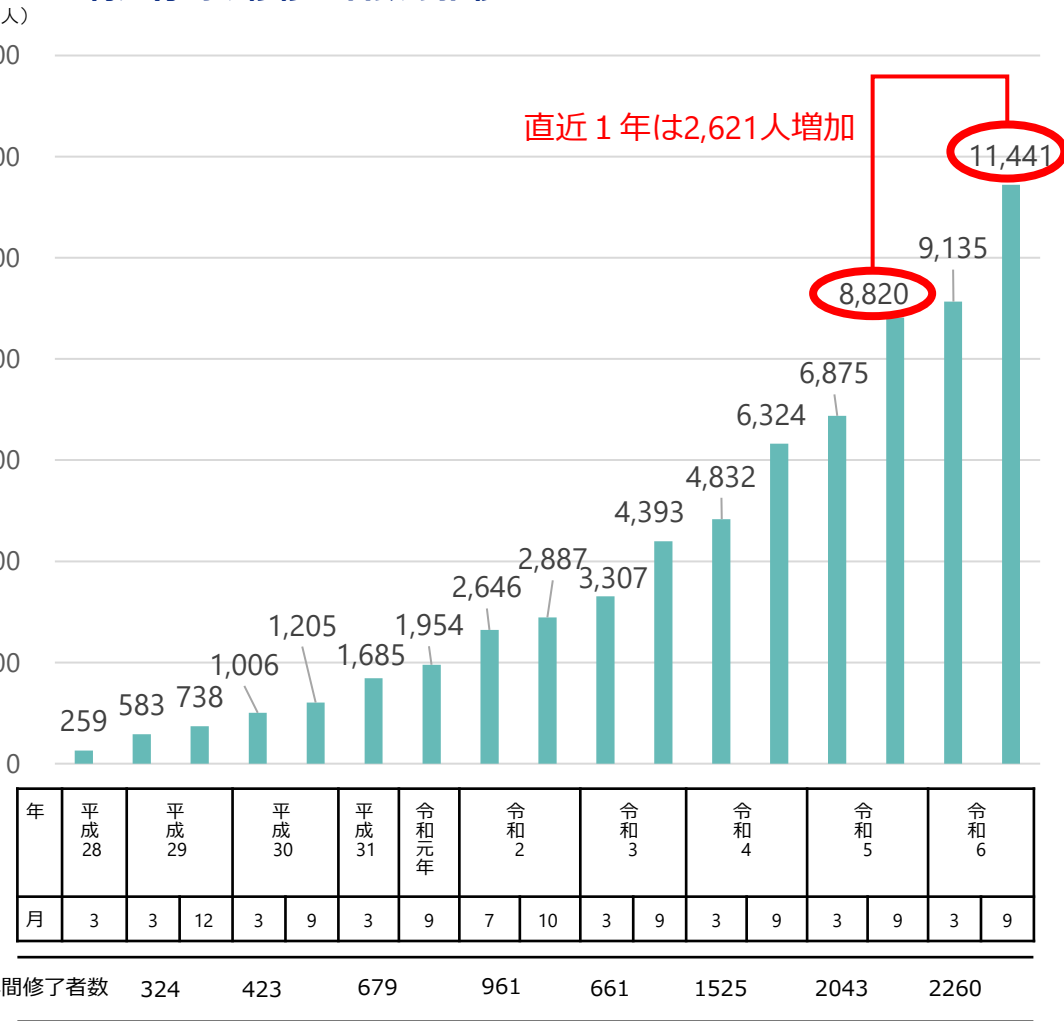
- 特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和6年9月現在で**426**機関、年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は **6,149**人である。
- 特定行為研修の修了者数は、年々増加しており令和6年9月現在で**11,441**人である。

■ 指定研修機関数の推移



(厚生労働省医政局看護課調べ)

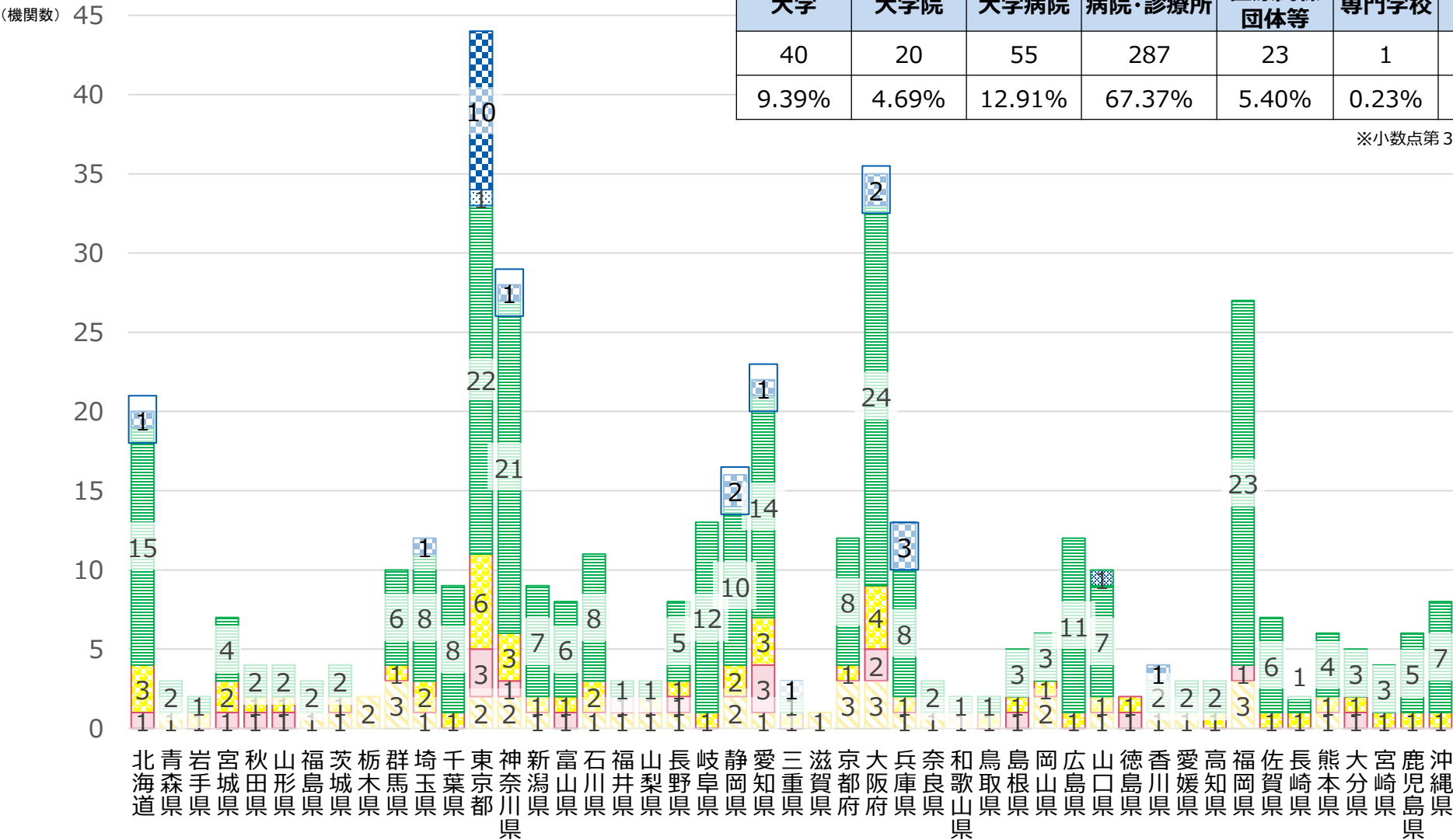
■ 特定行為研修修了者数の推移



(令和2年はCOVID19影響で7月末時点)

特定行為研修を行う指定研修機関等の状況

都道府県別指定研修機関数(令和6年9月現在)



施設の種別別指定研修機関数(令和6年9月現在)

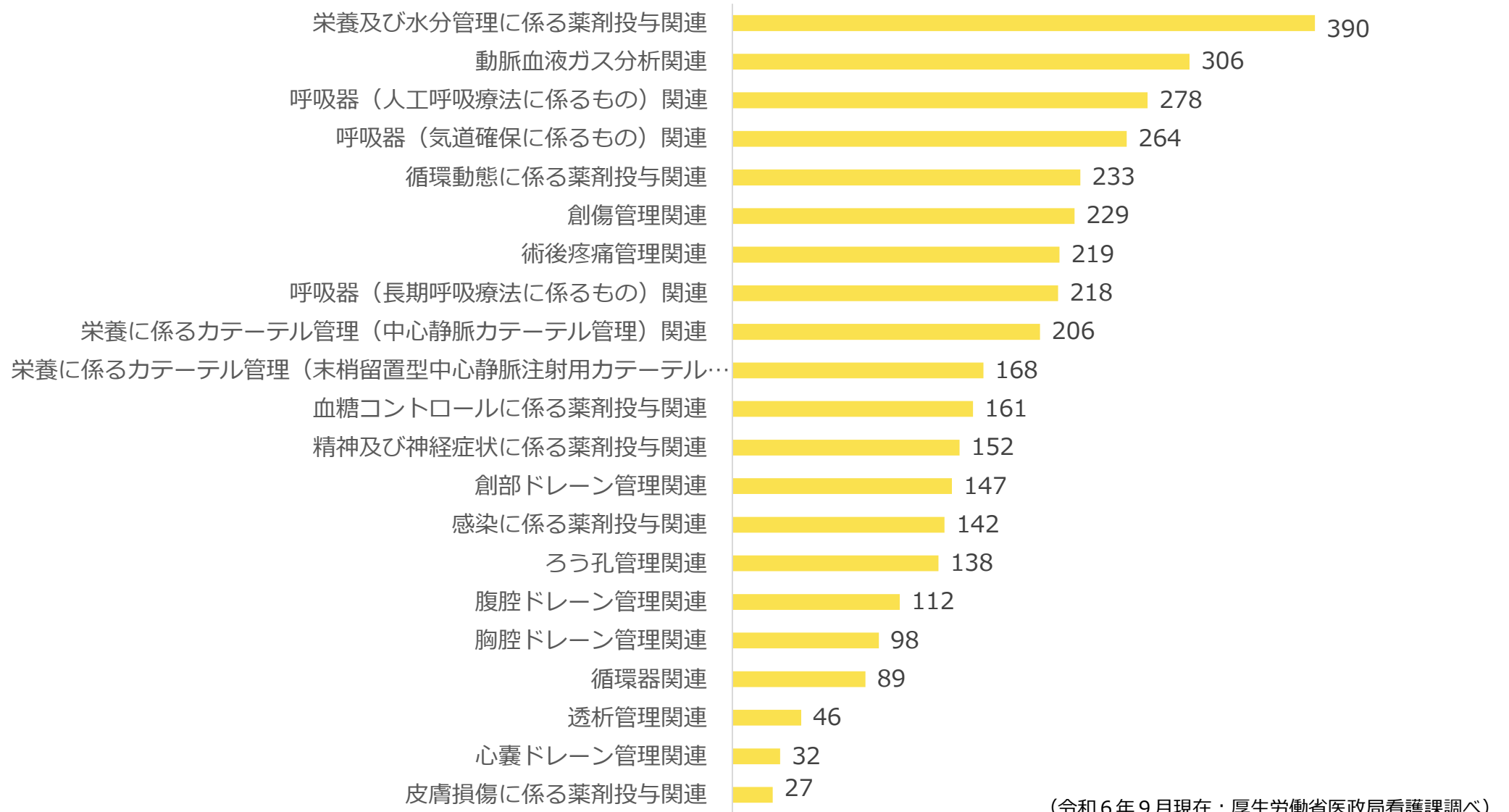
大学	大学院	大学病院	病院・診療所	医療関係団体等	専門学校	総計
40	20	55	287	23	1	426機関
9.39%	4.69%	12.91%	67.37%	5.40%	0.23%	100%

※小数点第3位を四捨五入

大学 大学院 大学病院 病院 診療所 医療関係団体等 専門学校

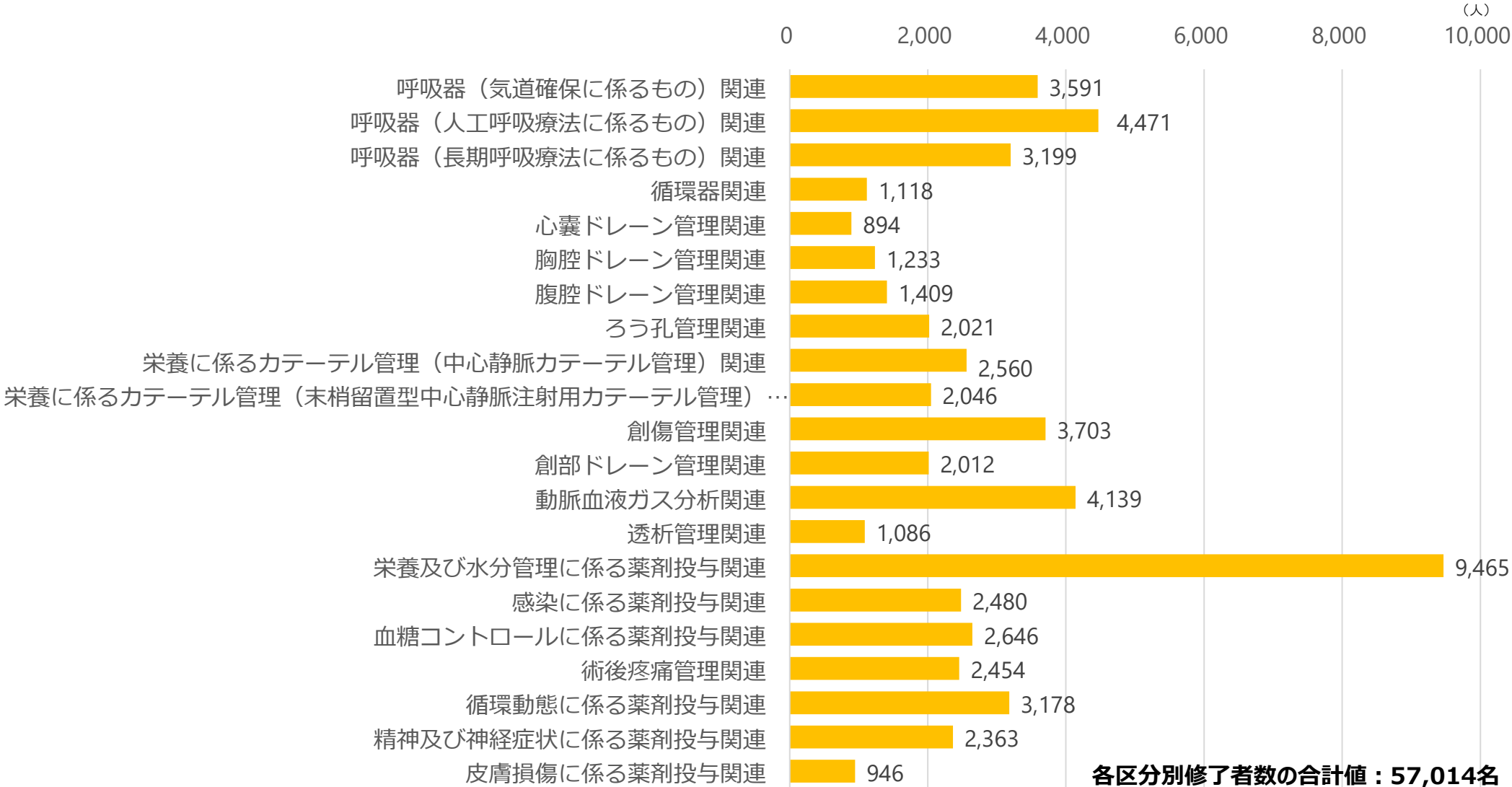
特定行為区分別の指定研修機関の指定数

○ 特定行為区分別研修では、「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の指定数がもっとも多い。次いで、「動脈血液ガス分析関連」、「呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連」が多い。



特定行為区分別の特定行為研修を修了した看護師数

○特定行為研修を修了した看護師数では「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」がもっとも多い。



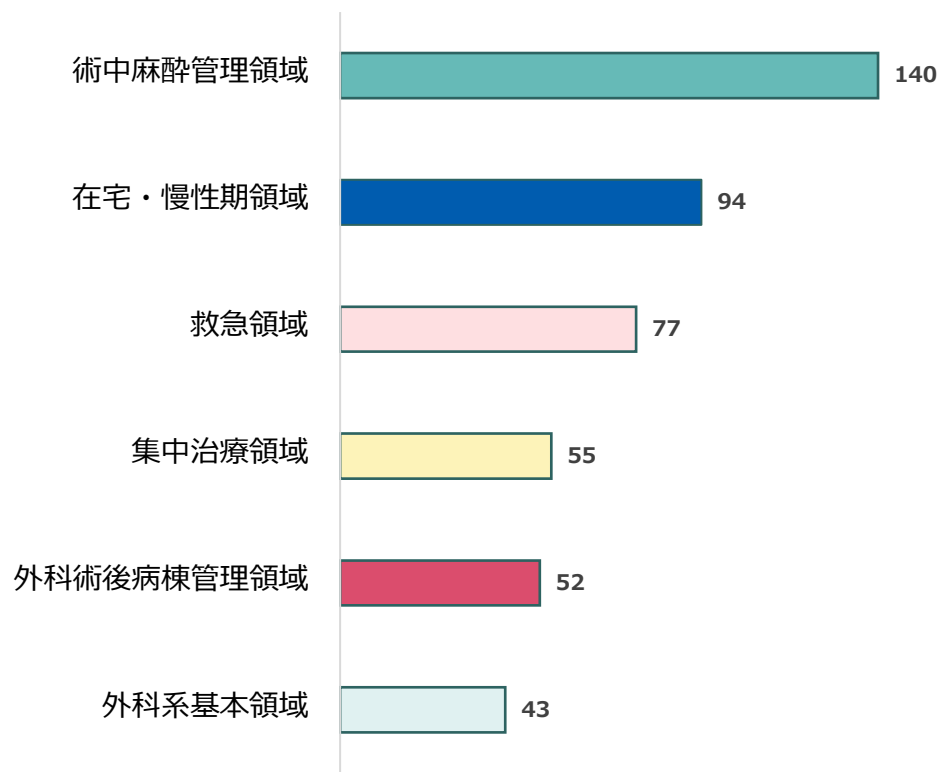
各区分別修了者数の合計値：57,014名

特定行為研修修了者数：11,441名（令和6年9月現在）

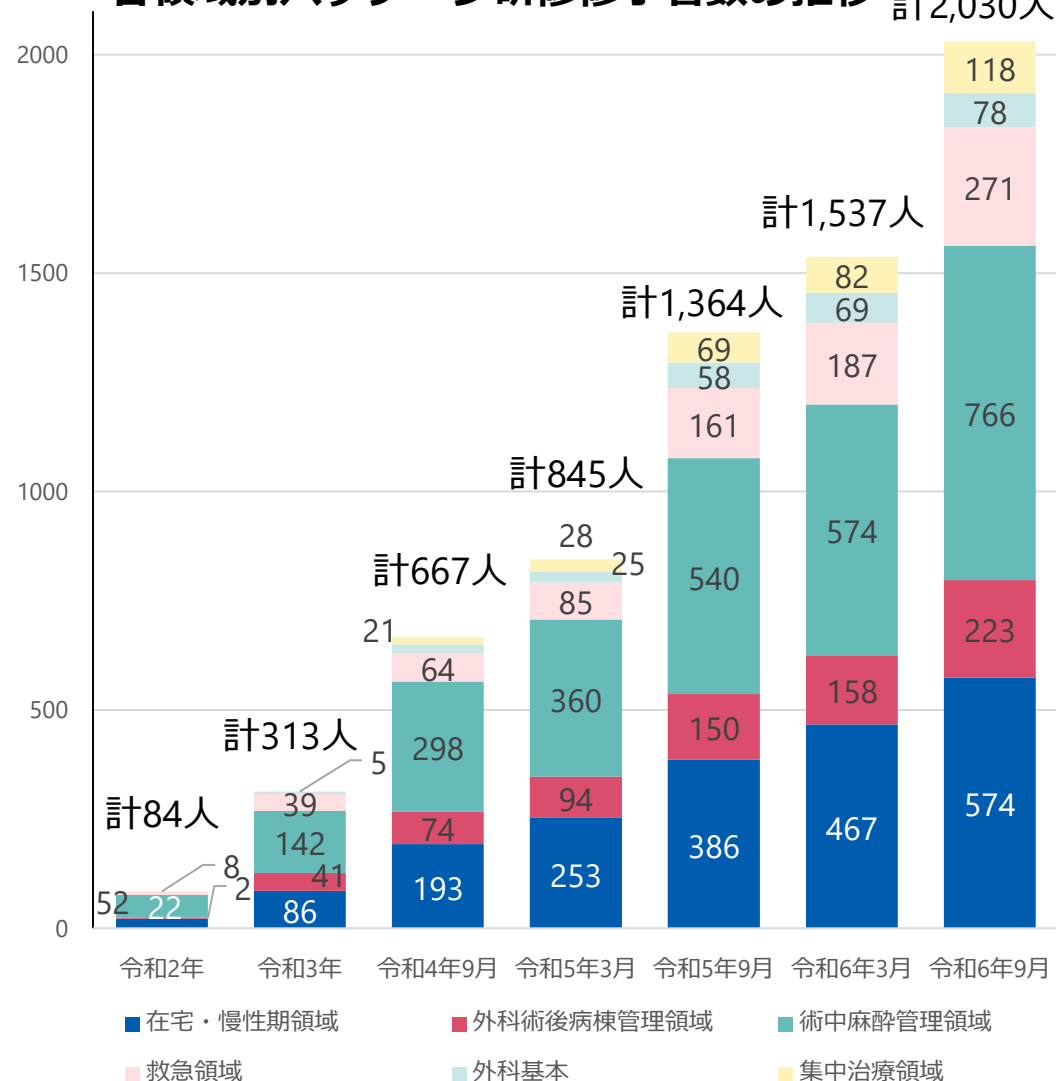
領域別パッケージの特定行為研修指定研修機関数推移及び修了者数推移

領域別パッケージ研修において令和6年9月で、指定研修機関は249機関、修了者数は2,030人となった。

各領域別のパッケージ研修実施
指定研修機関数



各領域別パッケージ研修修了者数の推移 計2,030人



看護師による特定行為に対する支援策

指定研修機関への支援

✓研修機関導入促進支援事業

研修導入に必要な備品購入、eラーニング設置、実習体制構築等の経費に対する支援

✓指定研修機関運営事業

指導者経費、実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な経費に対する支援

✓組織定着化支援事業

指定研修機関である医療機関等において、組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了生の活動を推進する取組を行う医療機関等を財政的・技術的に支援

✓指定研修機関等施設整備事業

研修を実施するためのカンファレンスルーム、eラーニング設置、研修受講者用の実習室等の新築・増改築・改修に必要な施設整備に必要な経費に対する支援

✓人材開発支援助成金

訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を雇用保険により助成

研修受講者への支援

✓教育訓練給付

労働者が研修の費用を負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険により支援

- ・一般教育訓練給付：受講費用の20%（上限年間10万円）
- ・特定一般教育訓練給付：受講費用の40%（上限年間20万円）
- ・専門実践教育訓練給付：受講費用の50%（上限年間40万円）

※受講者が支給を受けるためには、指定研修機関の特定行為研修が、教育訓練施設としてあらかじめ厚生労働大臣の指定を受けている必要がある

医療機関への支援

✓地域医療介護総合確保基金

受講者の所属施設に対する支援（医療機関において負担した受講料等の費用補助、代替職員雇用の費用補助）

✓診療報酬における評価

一定の要件を満たした研修修了者が、診療報酬上の施設基準等の要件とされている

平成30年改定：糖尿病合併症管理料、糖尿病透析予防指導管理料、在宅患者訪問褥瘡管理指導料、特定集中治療室管理料1及び2

令和2年改定：総合入院体制加算、麻酔管理料Ⅱ

令和4年改定：重症患者搬送加算、重症患者対応体制強化加算、早期離床・リハビリテーション加算、精神科リエゾンチーム加算、栄養サポートチーム加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、呼吸ケアチーム加算、術後疼痛管理チーム加算、専門性の高い看護師による同行訪問、機能強化型訪問看護管理療養費1～3、専門管理加算、手順書加算

令和6年改定：特定集中治療室管理料5及び6
機能強化型訪問看護管理療養費1

令和5年度 看護職員の資質の向上に係る研修事業等の実施状況について

【目的】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業の実施状況を把握するとともに、本調査の集計結果を各都道府県等に情報提供することで、看護職員の研修及び特定行為に係る看護師の研修制度の一層の推進を図ることを目的とする。

【調査項目】実施の有無、事業概要、受講者数（もしくは有無）、委託先 等

【調査時期】令和6年6月

【結果】厚生労働省HPIにて公表 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079675.html>

特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業	
	実施都道府県数
特定行為研修に係る受講費用の補助	4 3
特定行為研修受講時の代替職員雇用に係る費用補助	2 6
指定研修機関の設備整備補助	3
指定研修機関における研修運営	3
制度の理解促進、周知、受講に係る支援制度の紹介	1 8
特定行為研修修了者に対する事業（症例検討、実践報告会、研修会等の開催）	1 1
特定行為研修に係る課題やニーズ調査、研修受講状況等の現状把握	8
特定行為研修制度の推進に係る協議の場等の開催	9

認定看護師・専門看護師に関する事業等		
		実施都道府県数
認定看護師	教育課程の運営等に必要な経費に対する支援	1 4
	受講費用の補助	3 3
専門看護師	受講費用の補助	8

特定行為研修の組織定着化支援事業

目的

特定行為研修修了者を加速度的に増やすために組織的かつ継続的に特定行為研修の受講と修了者の活動を推進する取組を行う医療機関である指定研修機関等を財政的・技術的に支援する。

概要

- 指定研修機関である医療機関等に対し、看護師に共通科目の学習機会を提供するためのeラーニングのコンテンツ使用料や、特定行為研修修了者に対するメンターの配置等に係る費用を補助する。
- 本事業の周知を目的としたシンポジウムと本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップを開催する。

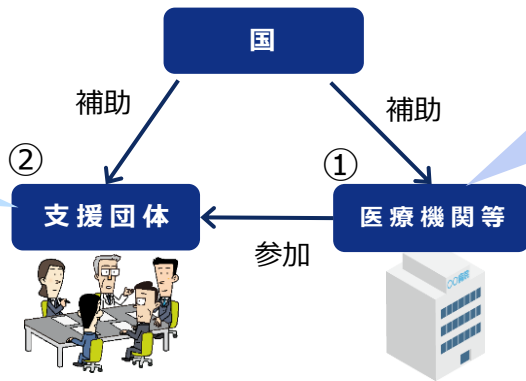
②支援団体の取組

(1) シンポジウム

対象:全医療機関
・本事業の趣旨と内容の周知を図ることを目的としたシンポジウムの開催

(2) ワークショップ

対象:①の医療機関等（看護部長等）
・本事業を実施する医療機関の取組を支援するためのワークショップの開催



①医療機関等の取組（補助要件）全て必須

(1) 特定行為研修推進委員会の設置

・組織内共通の手順書作成・見直し、特定行為の安全な実施の確認等

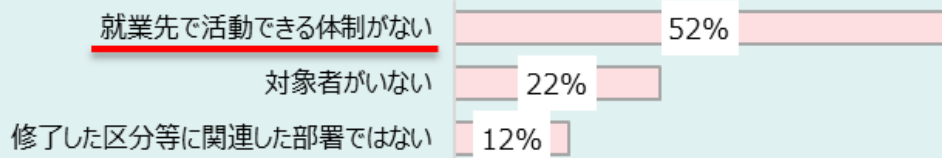
(2) 特定行為研修修了直後の修了者に対するメンターの配置

・特定行為の実践に関する技術的指導やサポートの提供、臨床における活動の仕方や困りごとへの相談対応

(3) 就業する看護師への特定行為研修共通科目のeラーニング受講機会の提供

(4) ②の支援団体が開催するワークショップ等への参加

■ 修了生が特定行為を実施していない理由（複数回答）（N=431）



【出典】令和2年度看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業「特定行為研修修了者の活動等の実態把握」：特定行為研修修了生に対するアンケート調査（N=1,364、回収率82.5%）

○実施主体：①指定研修機関である医療機関等 ②関係団体

○補助率：①1/2 ②10/10

○事業実績：①68施設 ②1団体（令和5年度）